

大阪市生野区民センター指定管理者選定にかかる質疑に対する回答
(令和7年8月20日公表)

※順不同

No.	質疑内容	回答
1	募集要項 4 (1) (P2) 「この施設の利用率については、指定期間を通じて達成すべき目標として～」とありますが、この利用率目標は指定期間の最終年度までに達成すべき数値という理解でよろしいでしょうか。	利用率目標については、指定期間を通じて、毎年度達成すべき目標数値です。
2	募集要項 7 (6) ウ (P11) 黒塗りすべき事業者名等表示の例として「管理運営実績施設の名称」「実施イベント名称」とありますが、特定の事業者名あるいは事業者名を推測できる単語を含まない一般的な名称であれば使用することは可能でしょうか。	お見込のとおりです。
3	募集要項 7 (6) エ (P11) 「資料のデータ（マスキングなし、マスキングありそれぞれ）をC D - R にコピーし」とありますが、USBフラッシュメモリでの提出も可能でしょうか。	USBフラッシュメモリでの提出はできません。 CD-Rで提出してください。
4	募集要項 7 (7) エ (P15) 修繕費計画額について、税込金額との理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおり、修繕費計画額は税込金額です。

No.	質疑内容	回答
5	募集要項 8 (2) ア (P17) 「申請に対する質疑・ヒアリング、申請者による提案内容のプレゼンテーション」とありますが、質疑・ヒアリングおよびプレゼンテーションの所要時間と参加できる人数をお示しください。また、同審査の日程が決まっていたらお示しください。	9月下旬に実施予定ですが、申請者数が確定しておりませんので、募集締切後に詳細な日時について通知いたします。参加可能人数については1申請団体あたり3名程度、所要時間についてはプレゼンテーション及び質疑・ヒアリングを含め20分を想定しています。
6	指定管理業務の基準 1 (3) (P7) 「業務責任者」と「総括責任者」の兼務は可能でしょうか。	兼務は可能です。
7	仕様書 3エ (ウ) (P7) 「施設利用にかかる料金の徴収については、過剰な予約を抑制して他の利用希望者の利用を妨げないようにするという制度趣旨を踏まえつつ、利用者に混乱をきたさない範囲内で、申込日から徴収日までの期間を設定すること」とありますが、大阪市区役所附設会館条例第10条の3第2項および同施行規則第3条の内容に基づき対応すればよい、との理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
8	仕様書 3カ(P8) 生野地区更生保護サポートセンターについて、利用日や利用時間は、生野区民センターの開館する時間と同様でしょうか？または生野地区保護司会の方と指定管理者の協議により、決めるということでしょうか	生野地区更生保護サポートセンターの利用日及び利用時間は、生野区民センターの供用時間に準じます。

No.	質疑内容	回答
9	仕様書 6ウ (P11) 「会館で実施されること」とありますが、事業の一部を施設外で実施し、あるいは他施設や地域資源を活用・連携することで事業効果が高まるような場合は、自主事業の一部を会館の外で実施することも可能でしょうか。	自主事業については、仕様書に記載する要件を満たすものでなければなりません。そのような自主事業を実施する場合は、事前に本市と協議し、承認を得てください。
10	様式5-2⑥ 自主事業計画書に「※年度別に作成すること」とありますが、たとえば指定期間を通じて継続実施を予定している事業については「令和8～12年度」のようにまとめて記載する形式にしても問題ございませんでしょうか。	年度別に作成してください。
11	様式6-1 1収入に「その他収入」欄がありますが、たとえばどのような収入について記載することを想定されているのか、ご教示ください。	補助金や助成金などを想定しています。
12	様式6-2① 利用料還付に関しては利用料金収入の区分に記載してよろしいでしょうか。記載にあたっては、利用料金収入から差し引いて記載する、またはマイナス表記して明細がわかるように記載すればよろしいでしょうか。	利用料金収入の区分への記載も可能です。記載については、還付金であることがわかるように表記してください。